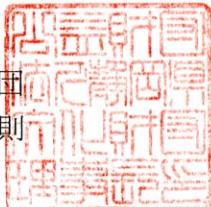


下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和 39 年静岡県規則第 13 号）第 34 条の規定に準じ、公告する。

令和 5 年 5 月 15 日

公益財団法人静岡県文化財団
理 事 長 中 西 勝 則



記

1 入札執行者

公益財団法人静岡県文化財団 理事長 中西 勝則

2 担当部署

〒422-8019 静岡市駿河区東静岡二丁目 3 番 1 号
公益財団法人静岡県文化財団 総務課 施設管理グループ
電話番号 054-203-5715

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第 23 号

(2) 業務名

令和 5 年度グランシップ消防用設備点検業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区東静岡 地内

(4) 業務概要

グランシップの消防用設備等について、消防法（平成 23 年法律第 186 号）に基づき、
保守点検を行う。

(5) 業務期間

令和 5 年 6 月 13 日（火）から 令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の庁舎等管理業務競争入札参加資格（営業種目 4. 設備保守管理、細目 25. 警報設備、26. 消火設備、27. 避難・誘導設備、31. 防火設備）を有している者、又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている

者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(7) 静岡県の庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社の所在地が静岡県内にある者であること。

(8) 1棟の延べ床面積15,000m²以上かつ高さ31mを超える建築物（延べ床面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫として使用するものを除く。また、高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。）の消防用設備等の総合点検及び機器点検を、平成25年4月1日以降、誠実に履行した実績を有する者であること。（受注した業務の主体的部分を第三者に委任し、又は請負わせた者は除く。）

(9) 次の要件を全て満たした者を、本業務の業務責任者として1人以上配置できる者であること。

ア 1棟の延べ床面積15,000m²以上かつ高さ31mを超える建築物（延べ床面積の過半を住宅、工場、倉庫、自動車車庫として使用するものを除く。また、高さの算定にあたっては階段室、昇降機塔、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分を含まないものとする。）の消防用設備等の総合点検及び機器点検を、平成25年4月1日以降、業務責任者等として誠実に履行した実績を有すること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

※業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

(10) 以下の要件を全て満たした者を、本業務の業務担当者として6人以上配置できる者であること。

ア 業務対象エリアの消防用設備等の種類に対応する消防設備士、又は消防設備点検資格者であること。

※配置する業務担当者は、業務対象エリアの消防用設備等の種類に対応する資格を網羅すること。

※業務対象エリアの消防用設備等の種類及び業務対象エリアごとの配置人数については、業務委託仕様書による。

イ 正規雇用者であること。

(11) 静岡県の庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値が70点以上の者であること。ただし、「障害者雇用企業登録者名簿」登載者又は「静岡県次世代育成支援企業」認証企業は、審査付与数値にそれぞれ5点加点した数値が70点以上の者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月29日（月）までの
午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書の提出

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年5月15日（月）から令和5年5月29日（月）までの
午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

上記2に同じ。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時 令和5年6月6日（火）午後3時00分

(2) 入札の場所 静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号
グランシップ4階会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格

確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

9 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県文化財団総務課施設管理グループ（電話 054-203-5715）とする。
- (3) 詳細は入札説明書による。